

「邑楽町小口資金・特別小口資金融資」の概要

目的	資金調達に困難する町内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い零細小口資金の疎通を図るため、群馬県と提携して町内中小企業振興を図ることを目的とする。																	
融資対象者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別小口資金については、表のうち従業員数が20人（商業又はサービス業は5人）以下の法人又は個人。</p>			区分	資本金	従業員数	製造業等	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下
区分	資本金	従業員数																
製造業等	3億円以下	300人以下																
卸売業	1億円以下	100人以下																
小売業	5千万円以下	50人以下																
サービス業	5千万円以下	100人以下																
	<p>資本金または従業員のいずれかが上表に該当する企業で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者。 ②中小企業等協同組合が特定事業を行う者又はその構成員の2／3以上が特定事業を行う者。 ③商工組合及び商工組合連合会が特定事業を行う者又はその構成員が特定事業を行う者。 <p>上記①②③のいずれかに該当し、群馬県内で一年以上継続して同一業種に属する事業を行って、県税及び町税を完納している者。</p>																	
使途	運転資金	設備資金																
融資限度額	1250万円	1250万円																
内容	<p>・経営の近代化、合理化及び経済情勢その他により事業資金が不足し、特に資金を必要とする場合の運転資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の近代化等のために必要な新築・改築、店内施設の新設改善等により必要とする資金 ・生産加工設備拡充と近代化、合理化を図るための機械器具及び装置の設置に必要な資金 ・工場の建築に必要な資金 ・労働福祉施設の設置に必要な資金 ・公害防止のために必要な設備資金 ・事業に必要な駐車場建設資金 ・他の業種に転換するため必要な資金 ・企業合併又は協業化に必要な資金 ・以上に必要な土地購入資金 																	
融資期間	6年以内（据置6か月以内）	8年以内（据置6か月以内）																
融資金利	年7.50%以内（現状3.00%※平成29年度より）																	
返済方法	元金均等返済																	
担保	<p>信用保証を付ける。保証料率0.40%を限度に町が補助。</p> <p>特別小口資金は、0.27%から0.40%まで。</p>																	
連帯保証人	<p>原則として法人代表者以外の保証人の徴求を不要とする。</p> <p>また、特別小口資金は不要とする。</p>																	
取扱金融機関	群馬県信用保証協会と債務保証契約を結んだ金融機関																	

※利用に際しては、申請後に群馬県信用保証協会、取扱金融機関及び邑楽町中小企業金融審査会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※詳細は、各取扱金融機関窓口までご照会ください。

邑楽町役場 商工振興課 商工振興係 TEL0276-47-5026(ダイヤルイン)

融資の流れと手続きについて

